

目次／仮設陸前高田市立博物館被災文化財等保存修復施設 表紙  
／いわて文化ノート「10世紀前半に起こった二つの巨大噴火の痕跡」 p.2-3／展覧会案内「新指定文化財展 2010-2014」 p.4-5  
／活動レポート「仮設陸前高田市立博物館被災文化財等保存修復施設の設置」 p.6／事業報告「第67回自然観察会」「第67回地質観察会」 p.7／インフォメーション p.8

## 仮設陸前高田市立博物館被災文化財等保存修復施設



岩手県立博物館では、3.11東日本大震災津波で被災した資料の修復作業を続けています。2014年春、本館脇に仮設陸前高田市立博物館被災文化財等保存修復施設を設置しました。軽量鉄骨造2階建、建築面積115.22㎡、延べ床面積230.44㎡。1階では主に古文書、書籍等の水洗、脱塩、除菌、予備乾燥が、2階では書画をはじめとする美術品の安定化処理が行われています。また、被災資料再生の過程とその意義を広く一般に理解していただくことを目的として、資料搬出入のための通路を利用し、開館時間帯に作業施設の概要、作業の実施状況の一部を公開しています。

## ■活動レポート

# 仮設陸前高田市立博物館被災文化財等保存修復施設の設置

首席専門学芸員 赤沼 英男（文化財科学部門）

## 1 仮設作業施設の設置

多くの尊い生命と財産を一瞬にして奪った東日本大震災発生から3年5ヶ月余りが経過しました。岩手県立博物館(以下、当館)では、平成23年4月2日から今日に至るまで、様々な機関と連携し、岩手県太平洋沿岸の被災文化施設から救出された文化財、自然史標本等(以下、被災資料)の再生に努めてきました。平成26年6月末現在当館には、安定化処理または抜本修復が完了した、7万点を超える資料が保管されています。

被災資料の再生を進める一方、平成25年度からは企画展をはじめとする博物館活動を震災前の状態に復しました。通常業務を行いつつ、被災資料の処理を進めるため、作業場所そして処理が完了した資料の保管場所確保が急務となりました。

そこで膨大な被災資料の処理を当館に依頼している陸前高田市教育委員会と協議し、文化庁が準備した被災ミュージアム再興事業を活用して、同市立博物館が所管する被災資料を処置するための、仮設陸前高田市立博物館被災文化財等保存修復施設を、当館敷地内に設置しました。平成26年5月1日以降その施設で紙を素材とする文化財の処理を進めています。

## 2 施設内での処理作業

海水損した資料にはヘドロや土砂、様々な生活物質が固着していて、腐朽による異臭も発生していました。固着物質を除去し、長期に渡り安定的に保管可能な状態にするためには、資料に生息する細菌や真菌(カビ)を殺滅し、海水に含まれていた塩分や、資料に固着した様々な物質を除去する、安定化処理が不可欠ですが、わが国はもとより、国際的にみても海水損資料の安定化処理は未経験です。

そこで、文化財専門機関、文化財科学の研究者、文化財修復の専門家と意見交換を重ね、試行錯誤を繰り返しながら、水洗可能な古文書、書籍に関する安定化処理方法を構築しました。



写真1 被災書籍の脱塩処理

現在、安定化処理は21の工程で行われています。施設1階では処理前資料の写真撮影、洗浄のための前処理、洗浄、予備乾燥、予備凍結、小型資料の真空凍結乾燥、および処理後の写真撮影が行われています。加えて、安定化処理が完了した書籍の抜本修復と修復が完了した資料の写真撮影も実施されています。

2階では7月3日から書画をはじめとする美術品の安定化処理が、東京国立博物館、NPO法人日本文化財保存支援機構により開始されました。陸前高田市立博物館に収蔵されていた美術品は、平成23年5月中旬に救出され、同施設2階に保管されました。同年7月14日に岩手県盛岡市にある旧岩手県衛生研究所に移送され、そこで全国美術館会議により乾燥、くん蒸、除泥等の措置が施された後、岩手県立美術館で保管されてきました。

美術品を古文書同様、水に浸漬した場合、資料形状を著しく損なう恐れがあり危険です。そこで、書画については次のような手順で安定化処理が行われています。まず、不織布で挟んだ資料を、アルミシートを敷いた作業台の上に置き、その上から精製水を噴霧し資料に十分染み込

ませます。次に、刷毛や不織布を使い本紙から水分を除去します。この操作を6回程度繰り返すことにより、排出された水に含まれる塩化物イオン濃度を水道水と同程度まで低減できることが確認されました。脱塩が完了した本紙を吸水紙で包み、加重をかけた2枚の合板の間に挟んでしわを伸ばしながら乾燥を進めます。書画に加え、現在、油画関係資料の安定化処理および抜本修復のための準備が進められています。



写真2 書画の脱塩処理

## 3 広域連携による情報発信

海水損した美術品の安定化処理および抜本修復を、外部機関との広域連携により被災県で実施するという試みは、今回が初めてです。この方法によるメリットとして、①被災地の方々に被災資料再生の過程を見ていただき、活動に対する理解を深めていただく、②処理の過程で得られる様々な情報を集約し、被災地が長い歴史の中で果たしてきた役割を再認識することができる、③被災地の文化活動再生に寄与し、被災地の復興に貢献する、④国内外で懸念される類似の大規模自然災害発生時に適応可能な、被災文化財救出と再生のマニュアル整備に貢献できる、などが挙げられます。

当館では仮設保存修復施設を基軸に展開される被災資料再生の経過を、今後も他機関と連携し様々な形で情報発信していきたいと考えています。皆様には今後とも暖かいご支援の程お願い致します。